

発行者 利根沼田広域市町村圏振興整備組合／住所 〒378-0051沼田市上原町1,801番地2 ☎0278(22)3691

### 秋季全国火災予防運動

防火標語  
「消さないであなたの心注意の火。」



平成18年11月9日から11月15日までの7日間にわたり、恒例の秋季全国火災予防運動が展開されます。火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止することを目的としています。この機会にご家庭で防火対策の再点検をしてみてください。

地域の安全と住民生活の安心・安全の確保が強く求められていることから、地域単位で住民が一体となって安心・安全な地域づくりが広く行われるよう周知・啓発を進める必要があります。

#### 【重点目標】

- 住宅防火対策の推進。
  - 放火火災・連続放火火災防止対策の推進。
  - 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底。
- 特に住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめ『住宅防火「いのちを守る」7つのポイント』とし、次の3つの習慣・4つの対策の推進を図るものいたします。

#### 【3つの習慣】

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは燃え易いものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

#### 【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐため**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具・衣類及びカーテンからの火災を防ぐため**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すため**住宅用消火器**を設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るため**近隣所の協力体制**をつくる。

### 雪害対策

平成17年度の利根沼田地域は大雪にみまわれ、特にみなかみ町内では雪害が発生し、多くのボランティアが参加し除雪作業が行われました。

その他の地区でも住宅の庇が折れたり、農業用ビニールハウスが潰れたりと数件の被害の報告を受けました。

冬季の雪下ろしは重労働で大変ですが、これらを怠ると思わぬ損害が発生するおそれがありますので、様子を見て時々雪を屋根から下ろしましょう。また作業に当たっては、屋根からの転落や屋根からの落雪等でケガをされた方もいましたので充分に注意して行いましょう。



## 平成19年・20年度 指名競争入札 参加資格審査の申請について

平成19年度と20年度に組合が発注する建設工事や測量・設計・調査などの委託事業、物品の購入および製造の請負に関わる指名競争入札に参加しようとする人は、次の受付期間内に別表の必要書類を添付の上、入札の参加資格審査申請書を提出してください。

■受付期間 平成19年2月1日(木)～28日(水)  
(土・日曜日と祝日を除く)

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで  
(郵送の場合は2月28日必着)

提出書類	工事	委託	備考		
入札参加資格審査申請書	○	○	国土交通省様式、統一様式又は県様式		
許可・登録・認可証明書（複写可）	○	○	希望する業種すべて		
年間平均完成工事高表	○				
工事経歴書	○				
技術職員名簿	○				
経営事項審査結果通知書（複写可）	○		※下記による		
財務諸表（直近一年）	○	○			
営業所一覧表	○	○			
印鑑証明書（複写可）	○	○			
登記簿謄本（複写可）	○	○			
建設業退職金共済組合加入証明書または 中小企業退職金共済組合加入証明書（複写可）	○				
経営規模等総括表		○			
測量等実績調書		○			
技術者経歴書		○			
使用印鑑届	○	○	実印使用のときは不要		
委任状	○	○	本社から支店などに委任するとき		
身分証明書（複写可）	○	○	受任者および個人		
納税証明書（複写可）	市内業者	法人市民税	○	未納のない証明 または完納証明	
		固定資産税（法人税）	○		
		法人事業税	○		
	市業外者	法人税	○		未納のない証明 または完納証明
		消費税及び地方消費税	○		
		法人事業税	○		
	法人税	○			
	消費税及び地方消費税	○			

※経営事項審査については、申請をする日の直前に受けたものであり、かつ平成19年度1月1日以降を審査基準日とするものでなければなりません。

【別表2】提出書類一覧表（物品購入・製造請負関係）

提出書類	備考
指名競争入札参加資格審査申請書	様式第1号
営業内容調書	様式第2号
使用印鑑届	様式第3号
技術者経歴書	様式第4号
印鑑証明書（複写可）	発行官公庁の定めた様式
納税証明書（複写可）	直近1年間分
市内業者	・市税 ・消費税および地方消費税
市業外者	・所得税 ・消費税および地方消費税
登記簿謄本	個人経営の場合は、本人1人の住民票の写し
代表者の身分証明書（複写）	受任者及び個人
特約店または代理店である旨の証明書	該当するときのみ
決算報告書の写し	法人のみ（直前の決算書）
委任状	本社から支店などに委任するとき

■申請先 利根沼田広域圏事務局会計担当

☎0278(22) 3691

■【建設工事・委託関係】

■申請書 群馬県または国土交通省の様式を使用してください。（規格A4判）

■提出書類

別表1の提出書類一覧表のとおりです。  
※ファイルに綴じて提出してください。  
(色の指定なし)

■【物品の購入・製造の請負関係】

■申請書

独自の様式（用紙は事務局で配布・ホームページでダウンロード可能です。  
URL: <http://www.oze.or.jp/>）

■提出書類

別表2の提出書類一覧表のとおりです。  
※ファイルに綴じて提出してください。  
(色の指定なし)

## 消防本部からのお知らせ

【個人向け普通救命講習会の開催】

(第一回～第三回は終了しています。)

■開催日、場所及び定員

- 第一回 6月25日(日) 北消防署 15人
- 第二回 8月20日(日) 中央消防署 20人
- 第三回 10月8日(日) 東消防署 15人
- 第四回 11月26日(日) 西消防署 15人
- 第五回 1月28日(日) 中央消防署 20人

■時間 午前9時から正午まで  
※詳細については、開催場所の各消防署に問い合わせてください。

## 【消防設備士試験の実施】

(財)消防試験研究センター群馬県支部では、次のとおり消防設備士試験を実施します。

消防設備士とは、消防法に基づき設置することが、義務付けられている消防用設備等を設置する場合や機能の点検を行う場合に必要な資格です。

■試験日 平成19年1月14日(日)

■会場 前橋工業高等学校

■受付期間 11月27日(月)～12月6日(水)

■受付場所 県試験センター

■受験願書 消防本部・各消防署で配布いたします。  
※詳細については消防本部及び各消防署に問い合わせてください。

消防本部	☎22-3137
中央消防署	☎24-1734
東消防署	☎56-2300
西消防署	☎64-0002
北消防署	☎72-4349

# 《お餅に注意》

日本における窒息は、諸外国と比べて多いと言われています。その一因が、日本食文化のお餅による窒息ではないでしょうか。人の気道内で異物となるのは餅や肉片、ピーナッツなどの豆類等の食物、金属、プラスチック、硝子などさまざまです。

好発年齢は65歳以上の高齢者が全体の80%を占めており、その原因は脳卒中の後遺症や加齢による嚥下（えんか）機能低下によると考えられています。また乳児においては、不慮の事故のうち70%が窒息によるとされています。

気道異物は、物が口に入っている状態から誰でも突然なりうる可能性があります。ありますので、気道異物が疑われたらすぐに救急車を呼び、そばにいるあなたが異物除去法を実施しなければなりません。その理由として、完全窒息では4〜5分で心肺停止となってしまうからです。

## 【背部叩打法】

ひざまずき傷病者を自分の方に向け側臥位（そくがい）にする。手のひらで肩胛骨（けんこうこつ）の間を4〜5回強く連続で叩く。

## 【ハイムリック法（座位）】

傷病者を座位にする。腕を後ろから抱えるように回す。

片手で握り拳を作り、傷病者のみずおちのやや下方に当てる。その上をもう片方の手で握り、すばやく内上方に向かって圧迫するように押し上げる。

## 【ハイムリック法（仰臥位）】

傷病者の大腿部にまたがり、両手で傷病者のみずおち部分を上方に圧迫する。

※ハイムリック法は意識のない場合や妊婦、1歳以下の乳児に行ってはいけません。意識がない又は意識がなくなった場合、気道の確保を行い人工呼吸を実施します。もし口の中に異物が見えれば取り除いてください。

また人工呼吸しても空気が入らなければ、心臓マッサージを30回行ってください。その後は、人工呼吸2回と心臓マッサージ30回を繰り返します。もし人工呼吸をする際に、口の中に異物が見えたら異物を取り除き、気道確保をしたのち人工呼吸と心臓マッサージを繰り返してください。



■背部叩打法  
(はいぶこうだほう)



■ハイムリック法(座位)



■ハイムリック法(仰臥位)  
(ぎょうがい)

## 平成18年度 農業共済事業の業務状況

○上半期（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

### 農業共済事業業務状況の公表

利根沼田広域市町村圏振興整備組合農業共済条例第148条の1ならびに地方公営企業法第40条の2第1項の規定に基づき、平成18年度上半期農業共済事業業務状況を公表します。

理事長 星野 已喜雄

農作物共済（水稲）	
引受戸数	3,486 戸
引受面積	96,642 a
共済金額	737,730 千円
農家負担額	11,653,573 円
被害戸数	- 戸
被害面積	- a
支払共済金	- 円

家畜共済	
引受戸数	157 戸
引受頭数	7,933 頭
共済金額	791,599 千円
農家負担額	40,482,818 円
被害頭数	1,975 頭
支払共済金	39,089,502 円

果樹共済（りんご）	
引受戸数	137 戸
引受面積	5.058 a
共済金額	493,090 千円
農家負担額	8,304,198 円
被害戸数	- 戸
被害面積	- a
支払共済金	- 円

畑作物共済（蚕繭）	
引受戸数	98 戸
引受箱数	520.2 箱
共済金額	22,182 千円
農家負担額	120,599 円
被害戸数	- 戸
被害箱数	- 箱
支払共済金	- 円

園芸施設共済	
引受戸数	306 戸
引受棟数	3,452 棟
共済金額	914,082 千円
農家負担額	5,586,063 円
被害戸数	10 戸
被害棟数	20 棟
支払共済金	793,615 円





